

罹災証明書を申請するときは

罹災証明書は、**国の基準に基づいて被害家屋を調査して判定**を行い、その内容を証明するものです。（原則、現実に居住のために使用している住宅家屋に限ります）

申請するときは、以下の点にご注意ください。

1. 罹災証明書は、**被害を受けた家屋についてのみ**証明するものです。
外構部分や、地盤についての判定はありません。
2. 家屋の外側（屋根や外壁など）の被害は、**目視できる範囲で判定**します。
可能な限りの調査を行いますが、目視できない部分については判定できないものもあるので、写真をご用意ください。（特に屋根の被害は写真をご用意ください）
また、**調査当日は立ち会いいただき、被害状況を詳しく説明**してください。
3. 災害の発生から**日数が経過しているときは、判定ができない**ことがあります。
原則、災害発生後**30日以内に申請**してください。
4. 片付けや修理を急ぎたいときは、**写真の提出による判定**が可能です。
修理してしまった後では**被害の判定ができないため、罹災証明書を発行することができません**。修理を急ぐときは、所有者・使用者**ご自身で、片付けや修理を始める前に、家の被害状況を写真に撮って提出**してください。
その場合、**写真で確認できる範囲のみの判定結果**となります。写真の撮り方に注意してください（裏面参照）。

罹災証明書発行の流れ

①申請

本人確認書類・印鑑・被害状況がわかる写真等を持参し申請をしてください。



②調査

調査担当から連絡しますので、日程を調整のうえ、立ち会いをお願いします。



③判定

発行担当が調査結果をご連絡、発行手続きについてご案内します。



④発行

本人確認書類を持参し、区役所で罹災証明書を受領してください。



神戸市

写真撮影のポイント

被害状況を写真で記録するには、**全体からみる被害箇所の大きさ**がわかるようにすることが重要です。

ポイント① 家の外と中の写真を撮る

ポイント② 全体と被害部分の写真を撮る

■家の外の写真の撮り方■

1. まず、**離れた場所から全景写真**を撮りましょう。カメラ・スマホなどで、なるべく**4方向から**撮るようにします。

2. 次に、被害を受けた箇所を部分別に撮りましょう。部分別とは、

- ①屋根
- ②外壁
- ③基礎
- ④ドアや窓などの建具
- ⑤配管やベランダ等の設備

いずれも**全体と、被害を受けた部分を撮影**しましょう。

屋根は見えにくいので、可能であれば、近くの高い建物にのぼるなどして、**なるべく上から**撮影をお願いします。

3. 浸水した場合は、**浸水の深さ**がわかるように撮りましょう。**地面から、外壁などに残っている跡までの高さ**を、メジャーなどをあてて測り、**目もりが見える**ようにして撮ります。

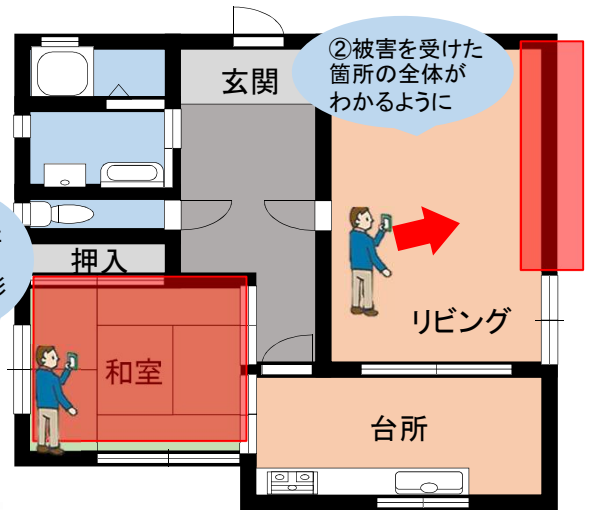
■家の中の写真の撮り方■

1. 家の中は、**被災した部屋の全景写真と被害箇所のアップ**の写真の両方を撮影しましょう。**被害を受けた部屋・箇所は全て**撮影しましょう。

2. 撮影箇所は、

- ①構造部分（内壁、床、天井、柱）
- ②建具（窓、ドア、襖、障子 など）
- ③設備（システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など）

いずれも**全体と、被害を受けた部分**を撮影しましょう。



全景

